

「業務規程」新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条    ～省略～</p> <p>  }</p> <p>第24条    ～省略～</p> <p> </p> <p>(責 務)    ※条文追加</p> <p>第25条  公社は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人（第28条の規定により承認された者をいう。以下同じ。）その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。</p> <p> </p> <p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p>第25条  ※削 除</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条    ～省略～</p> <p>  }</p> <p>第24条    ～省略～</p> <p> </p> <p>(市場の名称、位置及び面積)</p> <p><u>第25条  公社が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の位置は第3条のとおりとし、名称及び面積は次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）名 称 株式会社茨城県中央食肉公社地方卸売市場</u></p> <p><u>（2）面 積</u></p> <p>    <u>ア 敷地 113,562 m<sup>2</sup></u></p> <p>        <u>イ 建物 卸売場 386 m<sup>2</sup></u></p> <p>            <u>冷蔵冷凍室 2,283 m<sup>2</sup></u></p> <p>            <u>管理棟 946.6 m<sup>2</sup></u></p> <p>        <u>ウ 駐車場 4,674.95 m<sup>2</sup></u></p>

改正後	改正前
<p>(取扱品目)</p> <p>第 26 条 ※削 除</p> <p>(開場の期日)</p> <p>第 27 条 ※削 除</p> <p>(開場の時間)</p> <p>第 28 条 ※削 除</p> <p>(市場関係者への通知)</p> <p>第 29 条 ※削 除</p> <p>(卸売業者) ※変更</p> <p>第 26 条 市場において卸売業務は公社が行う。</p>	<p>(取扱品目)</p> <p>第 26 条 市場の取扱品目は、次に掲げる物品とする。</p> <p>(1) 枝肉</p> <p>(2) 部分肉</p> <p>(3) 食肉に準ずるもの(輸入牛、食肉加工品)</p> <p>(開場の期日)</p> <p>第 27 条 第 6 条の規定に掲げる休業日を除き、開場するものとする。</p> <p>2. 市場は前項の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは、これを<u>変更することができる。</u></p> <p>(開場の時間)</p> <p>第 28 条 開場の時間は、午前 10 時から午前 11 時 30 分及び午後 1 時から午後 3 時 30 分までとする。</p> <p>ただし、市場業務の運営上必要があると認めたときは、これを臨時に変更することがある。</p> <p>2. 開場の時刻は、振鈴又は口達等をもって通知する。</p> <p>(市場関係者への通知)</p> <p>第 29 条 公社は、開場の期日時間を変更しようとするときは、関係者に周知するものとする。</p> <p>(卸売業者)</p> <p>第 30 条 市場において第 26 条の規定による取扱品目の卸売業務を行う者は公社とする。</p>

改正後	改正前
<p>(セリ人) <b>※変更</b></p> <p><b>第 27 条</b> 会社が市場において行う卸売のセリ人は、会社がその卸売の業務に従事する職員の中から指名した者とする。</p> <p>(買受人の承認)</p> <p><b>第 28 条</b> ～省略～</p> <p>}</p> <p>(買受人の承認の取消し等)</p> <p><b>第 30 条</b> ～省略～</p> <p>(買受人章) <b>※変更</b></p> <p><b>第 31 条</b> 会社は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。</p> <p><b>2 項 削除</b></p> <p>(買受人保証金)</p> <p><b>第 32 条</b> ～省略～</p>	<p>(セリ人)</p> <p><u>第 31 条</u> 会社が、市場において行う卸売のためのセリ人は、セリ人として茨城県知事に届け出た者が従事する。</p> <p>(買受人の承認)</p> <p><u>第 32 条</u> ～省略～</p> <p>}</p> <p>(買受人の承認の取消し等)</p> <p><u>第 34 条</u> ～省略～</p> <p>(買受人章)</p> <p><u>第 35 条</u> 会社は、買受人の承認をしたときは、買受人章を交付するものとする。</p> <p><u>2. 買受人は前項による買受人記章を会社内において常に着用しなければならない。</u></p> <p>(買受人保証金)</p> <p><u>第 36 条</u> ～略～</p>

改正後	改正前
<p>(買受人保証金)</p> <p><b>第 33 条</b>    ～省略～</p> <p>(買受人組合)</p> <p><b>第 34 条</b>    ～略～</p> <p>(せり売又は入札の原則)</p> <p><b>第 35 条</b>    ～略～</p> <p>(販売方法の変更)</p> <p><b>第 36 条</b>    公社は前項の販売方法を変更しようとするときは、その旨を関係者に周知するものとする。</p> <p>(売買取引の単位)</p> <p><b>第 40 条</b>    ※削除</p> <p>(売買取引の原則)    <b>※変更</b></p> <p><b>第 37 条</b>    市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならず、そでの下、耳やり等、秘密の方法は禁止する。</p> <p>2. 卸売の売買呼値は標示板の金額（消費税額を除く）による。</p>	<p>(買受人保証金)</p> <p><u>第 37 条</u>    ～略～</p> <p>(買受人組合)</p> <p><u>第 38 条</u>    ～略～</p> <p>(せり売又は入札の原則)</p> <p><u>第 39 条</u>    ～略～</p> <p>(販売方法の変更)</p> <p><u>2. 公社は前項の販売方法を変更しようとするときは、その旨を関係者に周知するものとする。</u></p> <p>(売買取引の単位)</p> <p><u>第 40 条 売買取引の単位は重量とする。</u></p> <p><u>2. 牛、馬は冷と体の枝肉半丸以上をもって取引とする。</u></p> <p><u>3. 豚、犢、緬、山羊は冷と体枝肉1頭を基準とする。ただし、都合により2頭以上冷と体の枝肉をもって取引を行うことができる。</u></p> <p><u>4. 部分肉はセット売若しくはパーツ売をもって取引とする。</u></p> <p>(秘密取引の禁止)</p> <p><u>第 41 条 卸売の売買取引は、公正かつ効率的でなければならず、そでの下、耳やり等、秘密の方法は禁止する。</u></p> <p>2. 卸売の売買呼値は標示板の金額（消費税額を除く）による。</p>

改正後	改正前
<p>(指値等のある受託物品)</p> <p>第 38 条    ～省略～</p> <p>          }</p> <p>(差別的取扱いの禁止)</p> <p>第 42 条    ～省略～</p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第 47 条    ※削除</p> <p>(卸売業者についての卸売の相手としての買受けの禁止)</p> <p>第 48 条    ※削除</p>	<p>(指値等のある受託物品)</p> <p>第 42 条    ～省略～</p> <p>          }</p> <p>(差別的取扱いの禁止)</p> <p>第 46 条    ～省略～</p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第 47 条    <u>公社は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者</u>  <u>に対して、卸売をしない。ただし、次の各号に掲げる場合にあって</u>  <u>は、買受人側の意見を聴取し、買受人の買受けを不当に制限するこ</u>  <u>ととならないと認められるときは、この限りではない。</u></p> <p>          (1) <u>市場における入荷量が著しく多いか、又は出荷された物品等</u>  <u>が買受人にとって品目、又は品質が特殊であるため、残品を</u>  <u>生ずるおそれのある場合</u></p> <p>          (2) <u>買受人に対して卸売をした後残品を生じた場合</u></p> <p>          (3) <u>入荷量を調整するため、他の卸売業者に対して卸売をする場</u>  <u>合</u></p> <p>(卸売業者についての卸売の相手としての買受けの禁止)</p> <p>第 48 条    <u>公社、(その役員、及び使用人を含む) は、自己の業務の許可に</u>  <u>係る取扱品目の部類に属する枝肉等について卸売される相手方とし</u>  <u>て、枝肉等の買受けを禁止するものとする。ただし、買受人に著し</u>  <u>く不利益を及ぼさない範囲において、公社の承認を受けた場合はこ</u>  <u>の限りでない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(受託手数料及び受託販売手数料以外の報酬收受の禁止)</p> <p><b>第 43 条</b>    ～省略～</p> <p>(売買取引条件の公表)    ※条文追加</p> <p><b>第 44 条</b>  公社は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。</p> <p>(1)    営業日及び営業時間</p> <p>(2)    取扱品目</p> <p>(3)    枝肉及び部分肉等の引渡しの方法</p> <p>(4)    委託手数料その他の枝肉及び部分肉等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額</p> <p>(5)    枝肉及び部分肉等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法</p> <p>(6)    奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）</p> <p>(受託契約約款)</p> <p><b>第 45 条</b>    ～省略～</p> <p>(販売前における委託物品の検収)</p> <p><b>第 46 条</b>    ～省略～</p> <p>(物品取引の下見)</p> <p><b>第 52 条</b>    ※削除</p>	<p>(受託手数料及び受託販売手数料以外の報酬收受の禁止)</p> <p><u>第 49 条</u>    ～省略～</p> <p>(受託契約約款)</p> <p><u>第 50 条</u>    ～省略～</p> <p>(販売前における委託物品の検収)</p> <p><u>第 51 条</u>    ～省略～</p> <p>(物品取引の下見)</p> <p><u>第 52 条</u>  <u>市場における卸売のための売買取引は買受人に現品又は見本の</u>  <u>下見を行わせた後開始するものとする。</u></p> <p><u>2. 日本又は銘柄による売買の場合には、その取引開始前にその物品</u>  <u>の種類、出荷者、等級及び数量、その他必要な事項を明示するもの</u></p>

改正後	改正前
<p>(卸売物品の引取り)  <b>第 47 条</b>    ～省略～</p> <p>(衛生上有害物品の売買禁止)  <b>第 48 条</b>    ～省略～</p> <p>(卸売予定数量等の公表)  <b>第 49 条</b>    公社は、市場において取扱う主要品目において毎日、卸売予定数量は、その日の卸売が開始されるまでに、卸売の数量及び価格（消費税額を含む）は、その日の卸売終了後、速やかに市場内の見易い場所に公表する。</p> <p>2 公社は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 43 条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。※追加文</p> <p>(事業報告書等の提出)    ※条文追加  <b>第 50 条</b>    公社は、事業年度ごとに、運営状況報告書及び事業報告書を当該事業年度ごとに、決算が総会等において承認されてから 30 日以内に作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 公社は、前項の運営状況報告書及び事業報告書の知事への提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えて置かなければ</p>	<p><u>とする。</u></p> <p>(卸売物品の引取り)  <b>第 53 条</b>    ～省略～</p> <p>(衛生上有害物品の売買禁止)  <b>第 54 条</b>    ～省略～</p> <p>(卸売予定数量等の公表)  <b>第 55 条</b>    公社は、市場において取扱う主要品目において毎日、卸売予定数量は、その日の卸売が開始されるまでに、卸売の数量及び価格（消費税額を含む）は、その日の卸売終了後、速やかに市場内の見易い場所に公表する。</p>

改正後	改正前
<p>ればならない。</p> <p>3  公社は、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>(1)  公社に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認めら得る者から閲覧の申出がなされた場合</p> <p>(2)  安定的な決済を確保する観点から会社の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合</p> <p>(3)  同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合</p> <p>(代金決済の方法)</p> <p><b>第 51 条</b>  公社は、受託物品を卸売したときは、売買仕切書を、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税額を除く）及び数量を正確に記載し、作成するとともに、当該仕切書を添え、現金又は送金その他の方法で、<b>卸売をした日の翌々日までに</b>、その代金（消費税額を含む）を委託者に支払うものとする。</p> <p><b>第 52 条</b>  ~省略~</p> <p>(その他の決済の方法)  ※条文追加</p> <p><b>第 53 条</b>  市場における売買取引の決済は、<b>第 50 条から前条までに定めるもののほか</b>、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。</p>	<p>(代金決済の方法)</p> <p><u>第 56 条</u>  公社は、受託物品を卸売したときは、売買仕切書を、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税額を除く）及び数量を正確に記載し、作成するとともに、当該仕切書を添え、現金又は送金その他の方法で、<u>速やかに</u>その代金（消費税額を含む）を委託者に支払うものとする。</p> <p><u>第 57 条</u>  ~省略~</p>

改正後	改正前
<p>(売買仕切金の前渡し等)</p> <p><b>第 54 条</b>      ~省略~</p> <p>  }</p> <p>(市場施設の使用指定)</p> <p><b>第 60 条</b>      ~省略~</p> <p><b>第 61 条</b> 卸売の業務に従事する役職員並びに取引参加者及び市場に入場する者（以下、「取引参加者等」という。）は、市場の秩序を乱し、または公共の利益を害するような行為を行ってはならない。</p> <p>2   公社は、市場秩序の保持または公共の利益をはかるため必要があると認めるときは、<b>取引参加者等</b>に対し適切な措置または入場の制限をすることができる。   <b>※変更</b></p> <p><b>第 62 条</b>      ~省略~</p> <p><b>第 63 条</b> 公社は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があるときは<b>卸売の業務に従事する役職員及び買受人</b>に対し、その業務、若しくは財産に関し、報告、若しくは資料の提出を求めることができる。   <b>※変更</b></p>	<p>(売買仕切金の前渡し等)</p> <p><u>第 58 条</u>      ~省略~</p> <p>  }</p> <p>(市場施設の使用指定)</p> <p><u>第 64 条</u>      ~省略~</p> <p><u>第 65 条</u> <u>市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は、公共の利益を害するような行為を行ってはならない。</u></p> <p>2.   公社は、市場秩序の保持または公共の利益をはかるため必要があると認めるときは、<u>市場入場者</u>に対し、適切な措置または入場の制限をすることができる。</p> <p><u>第 66 条</u>      ~省略~</p> <p><u>第 67 条</u> 公社は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があるときは<u>買受人</u>に対し、その業務、若しくは財産に関し、報告、若しくは資料の提出を求めることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(物品の品質管理の方法)</p> <p>第 64 条    ～省略～</p> <p>          }</p> <p>第 66 条    ～省略～</p> <p>第 67 条  第 64 条及び第 65 条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>第 68 条    ～省略～</p> <p>          }</p> <p>第 70 条    ～省略～</p> <p>付則</p> <p>  1            ～省略～</p> <p>  }</p> <p>  8</p> <p>  9. この規程は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。 ※追加文</p>	<p>(物品の品質管理の方法)</p> <p>第 68 条    ～省略～</p> <p>          }</p> <p>第 70 条    ～省略～</p> <p>第 71 条  第 68 条及び第 69 条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。</p> <p>第 72 条    ～省略～</p> <p>          }</p> <p>第 74 条    ～省略～</p> <p>付則</p> <p>  1            ～省略～</p> <p>  }</p> <p>  8</p>